

土木施設維持管理業務の委託に係る入札参加資格審査申請書等の提出の時期、方法その他必要な事項

平成18年11月7日 告示第1004号

最終改正 令和7年12月2日 告示第756号

競争入札に参加する者に必要な資格（昭和39年静岡県告示第220号）第5に規定する土木施設維持管理業務の委託に係る入札参加資格審査申請書及び変更届出書の提出の時期、方法その他必要な事項を次のように定める。

第1 土木施設維持管理業務の委託に係る入札参加資格審査申請書の提出時期、方法その他必要な事項

1 提出時期及び提出場所等

(1) 定期の審査に係る申請は次のとおりとする。

ア 電子申請とは、パソコン及びネットワーク（インターネット）を使用した申請をいう。

イ 電子申請サービスとは、ふじのくに電子申請サービスのことで、申請内容を入力し送信することが可能なものをいう。

ウ 紙申請とは、紙の様式を使用した申請をいう。

提出の方法、時期	提出の場所等
提出の方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。 (電子申請)	(電子申請) 電子申請サービスへ入力・送信し、添付書類は静岡県庁へ郵送又はシステムによる電送
西暦偶数年の11月9日から12月28日までの間 (紙申請)	(紙申請) 静岡県庁（表1）
西暦奇数年の1月19日から1月26日までの間で指定した日	

表1 提出場所（下記の場所で別に指定した日）

機関名	住 所
静岡県交通基盤部建設経済局建設業課	静岡市葵区追手町9-6

(2) 追加の審査に係る申請については次のとおりとする。

ア 電子申請とは、パソコン及びネットワーク（インターネット）を使用した申請をいう。

イ 電子申請サービスとは、ふじのくに電子申請サービスのことで、申請内容を入力し送信することが可能なものをいう。

ウ 紙申請とは、紙の様式を使用した申請をいう。

提出の方法、時期	提出の場所等
提出の方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。 (電子申請)	(電子申請) 電子申請サービスへ入力・送信し、添付書類は静岡県庁へ郵送又はシステムによる電送
隨時 (紙申請)	(紙申請)
随时	

2 提出部数

(1) 電子申請の場合

電子申請サービスに入力しデータを送信する。また、書面により郵送するものについては1部とする。

(2) 紙申請の場合

全ての提出書類について2部（申請者控えを含む）とする。

3 提出書類及び提出方法

提出書類及び提出方法等については、次に掲げるものとする。なお、各様式は別に定めるものとし、静岡県ホームページで公開する。

(1) 電子申請のうち、1(1)の定期の審査に係る申請の場合

提出書類名	摘要	提出方法
1 土木施設維持管理業務委託入札参加資格審査申請書	電子申請サービスから印刷	
2 業務経歴書	様式3	
3 財務諸表（写し）	決算の確定した直前2ヵ年分とする。 (静岡県の建設工事入札参加資格申請をした場合は省略可)	
4 登記簿謄本（写し）	法人に限る（静岡県の建設工事入札参加資格申請をした場合は省略可）	
5 身分証明書（写し）	個人に限る（静岡県の建設工事入札参加資格申請をした場合は省略可）	
6 納税証明書（写し）	<p>①静岡県税納税証明書 県財務事務所で交付。個人の場合は個人事業税、法人の場合は法人県民税及び法人事業税について完納していることの証明。ただし、静岡県内に本店、営業所等がない場合は不要。新型コロナウイルス感染症の影響により徴収の特例猶予を受けた場合は、別途通知で定める代替書類。 (静岡県の建設工事入札参加資格申請をした場合は省略可)</p> <p>②消費税及び地方消費税納税証明書 所管の税務署で交付。消費税及び地方消費税について完納していることの証明（その3、その3の2又はその3の3）。新型コロナウイルス感染症の影響により納税の特例猶予を受けた場合は、別途通知で定める代替書類。 (静岡県の建設工事入札参加資格申請をした場合は省略可)</p>	郵送（書面）又はシステムによる電送
7 委任状	静岡県との委託契約に関する権限を支店長等に委任する場合のみ必要（県外業者に限る）	
8 法人番号確認書類（写し）	法人に限る	
9 その他	・建設業の許可を有する者にあっては許可通知書の写し	

	<ul style="list-style-type: none"> ・経済産業局長が行う官公需の受注に係る適格組合証明又は継続官公需適格組合証明を受けている事業協同組合にあっては、その写し及び組合員名簿 ・様式 8 誓約書 	
--	--	--

(2) 電子申請のうち、1 (2)の追加の審査に係る申請の場合

提出書類名	摘要	提出方法
1 土木施設維持管理業務委託入札参加資格審査申請書	電子申請サービスから印刷	
2 業務経歴書	様式 3	
3 財務諸表（写し）	決算の確定した直前 2 カ年分とする。 (静岡県の建設工事入札参加資格申請を同時に行う場合は省略可)	
4 登記簿謄本（写し）	法人に限る。 (静岡県の建設工事入札参加資格申請を同時に行う場合は省略可)	
5 身分証明書（写し）	個人に限る。 (静岡県の建設工事入札参加資格申請を同時に行う場合は省略可)	
6 納税証明書（写し）	<p>①静岡県税納税証明書 県財務事務所で交付。個人の場合は個人事業税、法人の場合は法人県民税及び法人事業税について完納していることの証明。ただし、静岡県内に本店、営業所等がない場合は不要。新型コロナウイルス感染症の影響により徴収の特例猶予を受けた場合は、別途通知で定める代替書類。 (静岡県の建設工事入札参加資格申請を同時に行う場合は省略可)</p> <p>②消費税及び地方消費税納税証明書 所管の税務署で交付。消費税及び地方消費税について完納していることの証明（その 3、その 3 の 2 又はその 3 の 3）。新型コロナウイルス感染症の影響により納税の特例猶予を受けた場合は、別途通知で定める代替書類。 (静岡県の建設工事入札参加資格申請を同時に行う場合は省略可)</p>	郵送（書面）又はシステムによる電送
7 委任状	静岡県との委託契約に関する権限を支店長等に委任する場合のみ必要（県外業者に限る。）	
8 法人番号確認書類（写し）	法人に限る	
9 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業の許可を有する者にあっては、許可通知書の写し ・経済産業局長が行う官公需の受注に係る適格組合証明又は継続官公需適格組合証明を受けている事業協同組合にあっては、その写し及び組合員名簿 ・様式 8 誓約書 	

(3) 紙申請

提出書類名	摘要	提出方法
1 土木施設維持管理業務委託入札参加資格審査申請書	様式 1 - 1	持参（書面）

2 総括票D	様式2-1D	持参（書面）
3 業務経歴書	様式3	
4 営業所一覧表	様式4（県外業者のみ必要）	
5 財務諸表（写し）	決算の確定した直前2ヵ年分とする。 (静岡県の建設工事入札参加資格申請をした場合は省略可)	
6 登記簿謄本（写し）	法人に限る（静岡県の建設工事入札参加資格申請をした場合は省略可）	
7 身分証明書（写し）	個人に限る（静岡県の建設工事入札参加資格申請をした場合は省略可）	
8 納税証明書（写し）	①静岡県税納税証明書 県財務事務所で交付。個人の場合は個人事業税、法人の場合は法人県民税及び法人事業税について完納していることの証明。ただし、静岡県内に本店、営業所等がない場合は不要。新型コロナウイルス感染症の影響により徴収の特例猶予を受けた場合は、別途通知で定める代替書類。 (静岡県の建設工事入札参加資格申請をした場合は省略可) ②消費税及び地方消費税納税証明書 所管の税務署で交付。消費税及び地方消費税について完納していることの証明（その3、その3の2又はその3の3）。新型コロナウイルス感染症の影響により納税の特例猶予を受けた場合は、別途通知で定める代替書類。 (静岡県の建設工事入札参加資格申請をした場合は省略可)	
9 委任状	静岡県との委託契約に関する権限を支店長等に委任する場合のみ必要（県外業者に限る）	
10 法人番号確認書類（写し）	法人に限る	
11 その他	・建設業の許可を有する者にあっては許可通知書の写し ・経済産業局長が行う官公需の受注に係る適格組合証明又は継続官公需適格組合証明を受けている事業協同組合にあっては、その写し及び組合員名簿 ・様式8 誓約書	

第2 変更届出書の提出方法その他必要な事項

1 提出場所

静岡県交通基盤部建設経済局建設業課（静岡市葵区追手町9-6）

2 提出部数

2部（申請者控えを含む）

3 提出方法

書面により持参又は郵送すること。

4 提出書類等

提出書類は、次に掲げるものとする。なお、各様式は別に定めるものとし、静岡県ホームページで公開する。

提出書類	様 式	摘 要
1 変更届出書	様式1－3	
2 変更事項を証明するもの		
3 返信用封筒及び切手		郵送の場合に限る。
4 その他	様式8 誓約書	

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
 2 土木施設維持管理業務の委託に係る入札参加資格審査申請書等の提出の時期、方法その他必要な事項（平成4年静岡県告示第337号）は廃止する。

附 則（平成20年4月1日告示第358号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成20年10月31日告示第830号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成22年4月20日告示第403号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成22年10月29日告示第722号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成23年7月5日告示第539号）

この告示は、平成23年8月1日から施行する。

附 則（平成24年10月26日告示第879号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成25年11月1日告示第839号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成26年10月17日告示第765号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成28年10月25日告示第962号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成30年10月12日告示第683号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和2年10月16日告示第704号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和3年3月16日告示第210号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月18日告示第192号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年10月14日告示第686号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和7年11月11日告示第716号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和7年12月2日告示第756号）
この告示は、公示の日から施行する。